

十和田八幡平国立公園
(十和田八甲田地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第4次点検]
(環境省原案)

平成 年 月 日
環 境 省

目 次

第1 公園区域の変更	2
1 変更理由	2
2 指定理由の変更内容	2
3 地域の概要の変更内容	3
第2 公園計画の変更	23
1 変更理由	133
ア 面積内訳	14
2 事業計画	16
(1) 施設計画	14
ア 利用施設計画	14
(ア) 集団施設地区	14
(イ) 単独施設	24
(ウ) 道路	25
a 歩道	25
(エ) 運輸施設	26
3 参考事項	31

第1 公園区域の変更

1 変更理由

今回の第4次点検において区域の変更は行わないが、「指定理由」及び「地域の概要」について、前回点検（平成15年実施）時からの情勢変化等を踏まえた修正を行うものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1 : 指定理由変更表)

変更後	変更前
<p><u>十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰からの「十和田八甲田地域」とその南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田湖、八甲田連峰の原生的な自然環境、奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。</u></p> <p><u>本公園は、カルデラ湖、火山連峰、原生的な自然林及び峡谷を風景形式とし、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の文化景観等）から構成される。なお、本公園のテーマを「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」とし、本公園の風致景観を保全し、適切な利用を推進するものである。</u></p>	<p>十和田八甲田地域は、カルデラ湖として知られる十和田湖、そこから流れる奥入瀬溪流、南北八甲田火山群等から成る地域を公園区域とし、その現況及び特性は概ね以下のとおりである。</p>

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表 2 : 地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア <u>地形、地質</u></p> <p>十和田八甲田地域は、第三紀の末から第四紀の初めにかけて活発な変動をくり返していた那須火山帯の活動で、十和田火山、八甲田火山ができ、その後十和田火山の陥没、隆起のくり返しから十和田湖が形づくられ、八甲田火山の活動のくり返しが続いた結果、複雑な地形を有する<u>八甲田連峰</u>が形成されたものである。</p> <p>十和田湖は、約 3,000 万年前に活動した火山の噴出物からなる地層を基盤とし、この基盤の上に約 1,000 万年前の礫層が湖の東側、子ノ口付近にみることができる。<u>さらに</u>湖の北北東約 20 キロメートルの地点から噴出したとみられる溶結凝灰岩が重なり、奥入瀬溪流に沿った断崖の地層を形づくっている。</p> <p>その後、約 10 万年前に<u>今</u>の湖の中心あたりに安山岩質の火山が噴出、この時の爆発により火山体が崩壊・陥没し、今の十和田湖の原形ができた。つまり火山性の凹地、カルデラである。</p> <p>さらに、湖の南東部に新しい火山ができ、それが爆発、崩壊、陥没し中ノ湖ができた。御倉半島と中山火島はそのとき残った山脚部である。</p> <p>さらにその後御倉半島の突端に御倉山が噴出し、現在の十和田湖となった。</p> <p>十和田湖の湖面は標高 400 メートル、深さ 334 メートル、湖面積 59 平方キロメートルのほぼ正方形に<u>近い</u>形をしている。</p> <p>湖岸線の延長は約 44 キロメートル、湖水の色は美しい青藍色で<u>水</u>の</p>	<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア <u>地形地質</u></p> <p>十和田八甲田地域は、第三紀の末から第四紀の初めにかけて活発な変動をくり返していた那須火山帯の活動で、十和田火山、八甲田火山ができ、その後十和田火山の陥没、隆起のくり返しから十和田湖が形づくられ、八甲田火山の活動のくり返しが続いた結果、複雑な地形を有する<u>南八甲田連峰、北八甲田連峰</u>が形成されたものである。</p> <p>十和田湖は、約 3,000 万年前に活動した火山の噴出物からなる地層を基盤とし、この基盤の上に約 1,000 万年<u>くらい</u>前の礫層が湖の東側、子ノ口付近にみることができる。<u>更に</u>湖の北北東約 20 キロメートルの地点から噴出したとみられる溶結凝灰岩が重なり、奥入瀬溪流に沿った断崖の地層を形づくっている。</p> <p>その後、約 10 万年<u>ほど前</u>に<u>いま</u>の湖の中心あたりに安山岩質の火山が噴出、この時の爆発により火山体が崩壊・陥没し、今の十和田湖の原形ができた。つまり火山性の凹地、カルデラである。</p> <p>さらに、湖の南東部に新しい火山ができ、それが爆発、崩壊、陥没し中ノ湖ができた。御倉半島と中山火島はそのとき残った山脚部である。</p> <p>さらにその後御倉半島の突端に御倉山が噴出し、現在の十和田湖となった。</p> <p>十和田湖の湖面は標高 400 メートル、深さ 334 メートル、湖面積 59 平方キロメートルのほぼ正方形に<u>ちかい</u>形をしている。</p> <p>湖岸線の延長は約 44 キロメートル、湖水の色は美しい青藍色で<u>フ</u>ォ</p>

色を示すフォーレルの第3号にあたり、透明度は季節により変化があるが、10～20.5メートルである。

八甲田連峰は、八甲田大岳（1,584.5メートル）を主峰とする北八甲田、櫛ヶ峯（1,516.6メートル）を主峰とする南八甲田から成り、十和田湖の生成時期とほぼ同じ第三紀の末から第四紀の初めにかけて活動した八甲田火山によって形成されたもので、岩石は主として輝石安山岩から成り、一部に石英粗面岩が見られる。

これらの山岳は主としてコニーデ型（成層火山）の大岳、田茂菴岳、硫黄岳、高田大岳、駒ヶ峯、櫛ヶ峯などと、トロイデ型（鐘状火山）の前岳、赤倉岳（南八甲田）、雛岳、乗鞍岳などに分けられる。

奥入瀬溪流は、火山活動の陥没によってできた十和田湖に水が溜まり、その量が次第に増加して凹地の壁を破って流れ出し川となったもので、子ノ口から焼山までの間約14キロメートル、高低差約200メートル、勾配70分の1の浸蝕されたU字型溪谷で、兩岸の壁は溶結凝岩から成っている。奥入瀬溪流に入る黄瀬川溪谷には輝石安山岩、変朽安山岩、火山岩、火山砂の累層が露出し、火山形成の構造を物語っている。

城ヶ倉溪谷は櫛ヶ峯に源を発する荒川の上流にあり、石英粗面岩の見事な柱状節理が見られる。

池沼としては、火口に水の溜まった大岳の鏡沼をはじめ、赤倉沼、横沼、地獄沼、黄瀬沼など、堰き止められてできたものとして蔦沼、月沼、赤沼（瑠璃沼）などのいわゆる蔦七沼があり、赤沼は水の色を示すフォーレル1号で、その藍色は我が国随一である。

温泉は、八甲田地区に城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、蔦などがある。

フォーレルの第3号にあたり、透明度は季節により変化があるが、10～20.5メートルである。

八甲田連峰は、八甲田大岳（1,584.5メートル）を主峰とする北八甲田連峰、櫛ヶ峰（1,516.5メートル）を主峰とする南八甲田連峰から成り、十和田湖の生成時期とほぼ同じ第三紀の末から第四紀の初めにかけて活動した八甲田火山によって形成されたもので、岩石は主として輝石安山岩から成り、一部に石英粗面岩が見られる。

これらの山岳は主としてコニーデ型（成層火山）の大岳、田茂菴岳、硫黄岳、高田大岳、駒ヶ峰、櫛ヶ峰などと、トロイデ型（鐘状火山）の前岳、赤倉岳（南八甲田）、雛岳、乗鞍岳などに分けられる。

奥入瀬溪流は、火山活動の陥没によってできた十和田湖に水が溜まり、その量が次第に増加して凹地の壁を破って流れ出し川となったもので、子ノ口から焼山までの間約14キロメートル、高低差約200メートル、勾配70分の1の浸蝕されたU字型溪谷で、兩岸の壁は溶結凝岩から成っている。奥入瀬溪流に入る黄瀬川溪谷には輝石安山岩、変朽安山岩、火山岩、火山砂の累層が露出し、火山形成の構造を物語っている。

城ヶ倉溪谷は櫛ヶ峰に源を発する荒川の上流にあり、石英粗面岩の見事な柱状節理が見られる。

池沼としては、火口に水の溜まった大岳の鏡沼をはじめ、赤倉沼、横沼、地獄沼、黄瀬沼など、堰き止められてできたものとして蔦沼、月沼、赤沼（瑠璃沼）などのいわゆる蔦七沼があり、赤沼はフォーレル1号の水色で、その藍色は我が国随一である。

温泉は、八甲田地域に城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、蔦などがある。

イ 植生・野生生物

十和田八甲田地域の植物相を大別すると、カエデ、ブナなどによって構成される標高約 900 メートルまでの落葉広葉樹林、ダケカンバ、アオモリトドマツによって構成される標高約 900 メートルから 1,400 メートルくらいまでの針広混交樹林帯と標高約 1,400 メートルから上の高山植物帯に分けられる。

八甲田大岳、井戸岳、赤倉岳などの高山植物帯、北八甲田中腹に生育するアオモリトドマツ、蔦温泉付近のブナの原生林はその代表的なものである。

このほか、南八甲田の稜線部に大谷地、黄瀬沼などの高層湿原が発達し、ホロムイソウ、ヤチスゲなどの湿原植物が生育する。

その生育状況、垂直分布状況から次のように分けられる。

(ア) 沢通り帯

湿った土地に生育し、標高 200 メートルくらいから沢沿いにかなり高いところまで生育する植物で、奥入瀬溪流、蔦川、黄瀬川、十和田湖の周辺など

※高木 — シロヤナギ、サワグルミ、ケヤマハンノキ、ミズナラ、カツラ、ハウチワカエデ、ベニイタヤ、トチノキなど

※低木 — エゾアジサイ、タニウツギなど

※草本 — リョウメンシダ、オシダ、ヤグルマソウ、アキタブキ、エンレイソウなど

(イ) ブナ帯

標高約 300 メートルから約 900 メートルのブナによって代表される

イ 植生

十和田八甲田地域の植物相を大別すると、カエデ、ブナなどによって構成される標高 900 メートルくらいまでの落葉広葉樹林、ダケカンバ、アオモリトドマツによって構成される標高約 900 メートルから 1,400 メートルくらいまでの針広混交樹林帯と標高約 1,400 メートルから上の高山植物帯に分けられる。

八甲田大岳、井戸岳、赤倉岳などの高山植物帯、八甲田連峰中腹に生育するアオモリトドマツ、蔦温泉付近のブナの原生林はその代表的なものである。

このほか、南八甲田連峰の稜線部に大谷地、黄瀬沼などの高層湿原が発達し、ホロムイソウ、ヤチスゲなどの湿原植物が生育する。

その生育状況、垂直分布状況から次のように分けられる。

(ア) 沢通り帯

湿った土地に生育し、標高 200 メートルくらいから沢沿いにかなり高いところまで生育する植物で、奥入瀬溪流、蔦川、黄瀬川、十和田湖の周辺など

※高木 — シロヤナギ、サワグルミ、ケヤマハンノキ、ミズナラ、カツラ、ハウチワカエデ、ベニイタヤ、トチノキなど

※低木 — エゾアジサイ、タニウツギなど

※草本 — リョウメンシダ、オシダ、ヤグルマソウ、アキタブキ、エンレイソウなど

(イ) ブナ帯

標高約 300 メートルくらいから約 900 メートルくらいのブナによっ

地域で、蔦温泉、猿倉温泉、十和田湖の外輪山周辺など

※高木 — ブナ、ミズナラ、ホオノキ、アオダモなど

※低木 — エゾユズリハ、オオバクロモジ、ノリウツギ、ハイイヌガヤなど

※草本 — シノブカグマ、ヤマソテツ、シラネアオイ、ツルリンドウ、ユキザサなど

(ウ) 亜高山帯

標高約 900 メートルから約 1,300 メートルまでの針葉高木が生育する地帯で、さらにこれにダケカンバ、ブナなどが交じる針広混交樹林帯、アオモリトドマツによって代表される針葉樹林帯、池塘が含まれるスゲ類の多い湿地帯に分けられる。

(i) 針葉混交樹林帯

※高木 — アオモリトドマツ、ブナ、ダケカンバなど

※低木 — タムシバ、ツルシキミ、アカミノイヌツゲなど

※草本 — シラネアオイ、サンカヨウ、ミヤマカタバミ、ツルリンドウなど

(ii) 針葉樹林帯

※高木 — アオモリトドマツ、コメツガなど

※低木 — ミネヤナギ、ノリウツギ、ミネザクラ、ハクサンシャクナゲなど

※草本 — ヤマソテツ、ミヤマメシダ、ミツバオオレン、ミヤマスマイレなど

て代表される地域で、蔦温泉、猿倉温泉、十和田湖の外輪山周辺など

※高木 — ブナ、ミズナラ、ホオノキ、アオダモなど

※低木 — エゾユズリハ、オオバクロモジ、ノリウツギ、ハイイヌガヤなど

※草本 — シノブカグマ、ヤマソテツ、シラネアオイ、ツルリンドウ、ユキザサなど

(ウ) 亜高山帯

標高約 900 メートルくらいから約 1,300 メートルくらいまでの針葉高木が生育する地帯で、さらにこれにダケカンバ、ブナなどが交じる針広混交樹林帯、アオモリトドマツによって代表される針葉樹林帯、池塘が含まれるスゲ類の多い湿地帯に分けられる。

(i) 針葉混交樹林帯

※高木 — アオモリトドマツ、ブナ、ダケカンバなど

※低木 — タムシバ、ツルシキミ、アカミノイヌツゲなど

※草本 — シラネアオイ、サンカヨウ、ミヤマカタバミ、ツルリンドウなど

(ii) 針葉樹林帯

※高木 — アオモリトドマツ、コメツガなど

※低木 — ミネヤナギ、ノリウツギ、ミネザクラ、ハクサンシャクナゲなど

※草本 — ヤマソテツ、ミヤマメシダ、ミツバオオレン、ミヤマスマイレなど

(iii) 湿地帯

※水生植物 — ツルコケモモ、ホロムイソウ、ヤチスゲ、ワタスゲ、ミズバショウなど

※水中植物 — ミズニラ、エゾヒツジグサ、ミツガシワ、ホソバノタマミクリなど

(エ) 高山帯

標高約 1,400 メートルから上の高山植物帯で、八甲田連峰の稜線、山頂部分で低木類と高山植物に分けられる。

※低木類 — ハイマツ、ミヤマハンノキ、ダケカンバ、キャラボクなど

※高山植物 — アオノツガザクラ、イワヒゲ、コケモモ、イワウメ、イワギキョウ、ミヤマオダマキ、ミヤマキンバイ、ムシトリスミレ、ウサギギク、ハクサンチドリ、シナノキンバイなど

ウ 動物

この地域は、動物分布上重要な境界線であるブラキストン線（津軽海峡を東西に走る）に近く南方系と北方系の動物が入り交じり、動物の種類も多く興味のある地域となっている。

※哺乳類 — ツキノワグマ、カモシカ、アナグマ、タヌキ、リスなど

※鳥類 — (高山) ホシガラス、イワツバメ、ハリオアマツバメなど
(水辺) キセキレイ、カワガラス、オシドリ、カワウなど
(低木帯) アオジ、ウグイス、ミソサザイ、メボソなど

(iii) 湿地帯

※水生植物 — ツルコケモモ、ホロムイソウ、ヤチスゲ、ワタスゲ、ミズバショウなど

※水中植物 — ミズニラ、エゾヒツジグサ、ミツガシワ、ホソバノタマミクリなど

(エ) 高山帯

標高約 1,400 メートルくらいから上の高山植物帯で、八甲田連峰の稜線、山頂部分で低木類と高山植物に分けられる。

※低木類 — ハイマツ、ミヤマハンノキ、ダケカンバ、キャラボクなど

※高山植物 — アオノツガザクラ、イワヒゲ、コケモモ、イワウメ、イワギキョウ、ミヤマオダマキ、ミヤマキンバイ、ムシトリスミレ、ウサギギク、ハクサンチドリ、シナノキンバイなど

ウ 動物

この地域は、動物分布上重要な境界線であるブラキストン線（津軽海峡を東西に走る）に近く南方系と北方系の動物が入り交じり、動物の種類も多く興味のある地域となっている。

※哺乳類 — ツキノワグマ、カモシカ、アナグマ、タヌキ、リスなど

※鳥類 — (高山) ホシガラス、イワツバメ、ハリオアマツバメなど
(水辺) キセキレイ、カワガラス、オシドリ、カワウなど
(低木帯) アオジ、ウグイス、ミソサザイ、メボソなど

(高木帯) カケス、イカル、ベニヒワ、コジュウガラなど

(崖地) ハヤブサ、クマタカ、オオタカなど

※魚類 — (十和田湖) ヒメマス、コイ、フナなど

(河川) イワナ、ヤマメなど

※その他 — 爬虫類、両生類、甲殻類とも種類が多い。

ウ 自然現象

十和田八甲田地域は、標高 1200m～1500m 級の山座 19 座の八甲田連峰と、大型の二重カルデラ湖の十和田湖及び十和田湖より流下する奥入瀬溪流が景観の中核をなしている。酸ヶ湯、地獄沼、ふかし湯は、強酸性で、噴気、噴湯などの火山現象が活発である。

エ 文化景観

活発な火山活動を背景に、城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、鶯などの温泉があり、保健、休養を兼ねた観光利用が盛んで、酸ヶ湯などは古くから湯治場として多くの利用者に親しまれてきた歴史があり、長期滞在型の利用の場として、独特の温泉風景を醸し出しており貴重な文化景観となっている。

また、十和田湖畔は、室町時代以前から修験者の修行場として知られ、江戸時代には南部藩の霊場として発展し、北東北の水神信仰に支えられてきた伝説と歴史のある十和田神社がある。また、十和田湖伝説として名前が語り継がれている南祖の坊は、熊野から十和田湖畔に来て、77 日の荒行を積んでいた。南祖の坊は大蛇である八郎太郎に見入られて困っている美女に助けを求められたが、修行中である心は動かず、その後、彼女は田沢湖の主となった田鶴子であると言われてい

(高木帯) カケス、イカル、ベニヒワ、コジュウガ

(崖地) ハヤブサ、クマタカ、オオタカなど

※魚類 — (十和田湖) ヒメマス、コイ、フナなど

(河川) イワナ、ヤマメなど

※その他 — 爬虫類、両生類、甲殻類とも種類が多い。

る。荒行を終えた南祖の坊は大蛇と対峙し、大蛇が逃げる際の血がついた所が赤くなったのが十和田湖の五色岩、南祖の坊が御袈裟衣を掛けた場所が占い場で、今もその景観は保たれている。また、大蛇が湖を作る際に十箇所から流れる水を止めたことから、十和田湖とも言われている。

(2) 利用の現況

十和田八甲田地域は、大型の二重カルデラの雄大な十和田湖、溪流美の奥入瀬溪流、樹氷と高山植物に飾られる八甲田連峰など、豊かな自然を存分に味わうことができる。また、登山道、自然探勝路が多く、登山口には駐車場、トイレ、園地等の施設が整備されており、登山、ハイキング、自然観察、風景探勝等を目的とした利用者が多い。城ヶ倉、酸ヶ湯、谷地、猿倉、鳶などでは温泉利用も盛んで、平成 27 年は、十和田八幡平国立公園には約 200 万人の利用者が訪れている。

また、十和田八甲田地域と八幡平地域を一体とした周遊利用や、国立公園外の周辺の主要な観光地（弘前、八戸）と併せた北東北を周遊する利用も少なくない。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本地域は、国有地 40,627ha、公有地 663ha、私有地 3,770ha の計 45,060ha であり、公園全体に占める割合は国有地が大きい。

イ 人口及び産業

本地域に関する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。(平成 27 年国勢調査から引用)。国立公園とかかわりの深い産

(2) 社会経済的背景

ア 人口、産業等の概要

(ア) 人口（公園昭和 51 年度）

青森県内は 1,043 人（青森市 43 人、十和田湖町 967 人、平賀町 33 人）、秋田県内は 312 人（鹿角市 6 人、小坂町 306 人）である。ただし、シーズン中（5 月～10 月）は旅館、売店等の従業員で約 1,000 人増となる。

業としては温泉を利用した宿泊業や観光業が挙げられる。

県名	市町村名	世帯数 (戸)	人口 (人)
青森県	青森市	118,279	287,622
	黒石市	11,771	34,293
	十和田市	25,509	63,454
	平川市	10,130	32,130
秋田県	鹿角市	11,509	32,057
	小坂町	2,168	5,342

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	青森県青森市地内	6,729.75	昭 36. 6. 28
	青森県黒石市地内	253.96	昭 34. 1. 24 他
	青森県十和田市地内	16,469.04	昭 36. 1. 31 昭 46. 3. 12
	秋田県鹿角市地内	372.85	昭 35. 2. 23
	秋田県鹿角郡小坂町地内	3,248.35	大 6. 7. 17
土砂流出防備	青森県黒石市地内	813.68	大 11. 5. 31 他

(イ) 産業 (公園関係事業を除く)

発電所 — 東北電力十和田発電所 31,000kw/H

” 蔦発電所 2,300kw/H

農林業 — 牧野 約 1,800ha

漁業 — 十和田湖におけるヒメマス養魚事業

イ 各種地域指定 権利制限関係

(ア) 文化財 特別名勝天然記念物、十和田湖及び奥入瀬溪流 (昭 27. 3. 29)

(イ) 鳥獣保護区 十和田 (大 9. 8. 7 及び昭 48. 10. 9)

(ウ) 鉱区禁止地域 十和田 8324.5ha (昭和 39. 5. 29)

ウ 公園利用者数

年 \ 県	青森県側	秋田県側
48	2,327 千人	1,603 千人
49	2,455	1,500
50	2,062	1,496
51	1,938	1,391
52	2,344	1,297

青森県と秋田県と統計で重なる分がある。

	青森県平川市地内	3,131.93	大 11. 5. 31 他
	秋田県鹿角市地内	41.20	平 9. 6. 13
土砂崩壊防備	青森県平川市地内	37.49	昭 46. 3. 29
保健	青森県青森市地内	6,065.27	昭 57. 1. 9
	青森県黒石市地内	513.63	大 11. 5. 31 他
	青森県十和田市地内	6,850.19	昭 56. 9. 17 昭 58. 12. 12
	青森県平川市地内	1,266.95	大 11. 5. 31 他
	秋田県鹿角市地内	92.39	平 6. 10. 6
	秋田県鹿角郡小坂町地内	2621.62	昭 54. 10. 17
風致	青森県十和田市地内	102.66	明 30 年以前
(イ) 鳥獣保護区 (国指定)			
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月 日
十和田鳥獣保護区	青森県青森市、十和田市、平川市、秋田県鹿角郡小坂町地内	37,674 (うち特保 19,366)	大 9. 8. 7 (狩 猟法) 昭 28. 10. 10
(ウ) 史跡名勝天然記念物			
区分	名称	位置	指定年月日

国指定名勝	十和田湖及び 奥入瀬溪流	青森県十和田 市、秋田県鹿 角郡小坂町地 内	昭 27. 3. 29
国指定天然記 念物	十和田湖及び 奥入瀬溪流	青森県十和田 市、秋田県鹿 角郡小坂町地 内	昭 27. 3. 29

※一覧は地域が明確に定められている史跡名勝天然記念物を記載している。この他に、「区域を定めない」特別天然記念物のカモシカ及び天然記念物のイヌワシ等が地域内で確認されている。

(エ) 鉱区禁止地域

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
鉱区禁止地域	青森県十和田市地内	8,324.5	昭 39. 5. 29

第2 公園計画の変更

1 変更理由

十和田八幡平国立公園は、奥羽山脈の北側、青森県、岩手県及び秋田県の3県が隣接する地域に位置し、十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田連峰から構成される「十和田八甲田地域」と、その南側約50kmに位置する八幡平から岩手山及び秋田駒ヶ岳にかけての「八幡平地域」からなる。昭和11年2月1日に十和田湖、八甲田連峰の原生的な自然環境、奥入瀬の溪流美を中核とした十和田八甲田地域が、わが国を代表する傑出した自然の風景地として十和田国立公園に指定され、その後、昭和31年7月10日に多様な火山景観を中核とする八幡平地域が追加指定され、現在の公園名に改称された。

本公園は、カルデラ湖、火山連峰、原生的な自然林及び峡谷を風景形式とし、火山活動に関わる景観要素（成層火山、火山性高原、カルデラ、溶岩流、火山現象、温泉等）、水に関わる景観要素（カルデラ湖等の湖沼、峡谷、高層湿原、池塘等）、その他の景観要素（原生的な自然林、高山植物群落、湯治場等の文化景観等）から構成される。本公園のテーマは「みちのくの脊梁～原生林が彩る静謐の湖水、息づく火山と奥山の湯治場」である。

今回の第4次点検においては、前回点検（平成15年実施）時からの現地の利用実態、社会情勢の変化等を勘案し、単独施設や歩道の追加等、必要な変更を行うものである。

ア 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 1 : 地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公 園地区	普通地 域(海 域)	合計 (海域)					
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公	私								
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							国	公	私	国	公	私		
青 森 県	土地所有別面積	9,686	217	0	9,634	120	8	7,477	147	1,069	7,313	149	1,213	2,568	13	1,133	36,678	646	3,423	—	—	—				
	地種区分別面積 (比率)				9,762 (36.0)			8,693 (32.0)			8,675 (32.0)									—	—	—				
	地域地区別面積 (比率)	9,903 (26.7)												27,130 (73.3)						—	—	—				
	地域別面積 (比率)	37,033 (90.9)												3,714 (9.1)			40,747 (90.4)			—	—	—				
秋 田 県	土地所有別面積	388	0	0	2,696	12	51	592	12	51	104	1	9	169	0	198	3,949	17	347	—	—	—				
	地種区分別面積 (比率)				2,759 (77.5)			685 (19.3)			114 (3.2)									—	—	—				
	地域地区別面積 (比率)	388 (9.8)												3,558 (90.2)						—	—	—				
	地域別面積 (比率)	3,946 (91.5)												367 (8.5)			4,313 (9.6)			—	—	—				
合 計	土地所有別面積	10,074	217	0	12,330	132	59	8,069	151	1,158	7,417	150	1,222	2,737	13	1,331	40,627	663	3,770	—	—	—				
	地種区分別面積 (比率)				12,521 (40.8)			9,378 (30.6)			8,789 (28.6)									—	—	—				
	地域地区別面積 (比率)	10,291 (25.1)												30,688 (74.9)						—	—	—				
	地域別面積 (比率)	40,979 (91.0)												4,081 (9.0)			45,060 (100.0)			—	—	—				
合計(陸域・海域)																					45,060			—	—	—

(表2：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区 市町村名		変 更 前							変 更 後							増 減										
		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海 域 公 園 地 区	普 通 地 域 (海 域)	合 計 (海 域) (A')	特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海 域 公 園 地 区	普 通 地 域 (海 域)	合 計 (海 域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')			
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計						特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計										
青森県	青森市	3,181	442	2,317	2,264	8,204	2,842	11,046	-	-	-	3,181	442	2,317	2,264	8,204	2,842	11,046	-	-	-	-	-	-	-	-
	黒石市	514	0	561	0	1,075	0	1,075	-	-	-	514	0	561	0	1,075	0	1,075	-	-	-	-	-	-	-	-
	十和田市	5,087	9,295	3,815	6,366	24,563	478	25,041	-	-	-	5,087	9,295	3,815	6,366	24,563	478	25,041	-	-	-	-	-	-	-	-
	平川市	1,121	25	2,000	45	3,191	394	3,585	-	-	-	1,121	25	2,000	45	3,191	394	3,585	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計		9,903	9,762	8,693	8,675	37,033	3,714	40,747	-	-	-	9,903	9,762	8,693	8,675	37,033	3,714	40,747	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	鹿角市	0	237	90	114	441	367	808	-	-	-	0	237	90	114	441	367	808	-	-	-	-	-	-	-	-
	鹿角郡 小坂町	388	2,522	595	0	3,505	0	3,505	-	-	-	388	2,522	595	0	3,505	0	3,505	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計		388	2,759	685	114	3,946	367	4,313	-	-	-	388	2,759	685	114	3,946	367	4,313	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		10,291	12,521	9,378	8,789	40,979	4,081	45,060	-	-	-	10,291	12,521	9,378	8,789	40,979	4,081	45,060	-	-	-	-	-	-	-	-

2 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

酸ヶ湯温泉集団施設地区を、次のとおり変更（従来の整備計画区の区割りを削除）する。

(表 3 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)
1	酸ヶ湯	青森県青森市内 国有林青森森林管理署253林班の一部 青森県青森市大字荒川の一部	本地区は、北八甲田の西麓に位置し、ブナやアオモリトドマツ等の自然林に覆われるとともに、地獄沼をはじめ各所に温泉湧出や噴気等の後火山現象が見られる等優れた自然景観を呈している。また、古くから湯治場として知られており、国民保養温泉地にも指定されている。 利用形態は、温泉、登山、春スキー等の他、青森鹿角線道路（車道）沿いにあるため自動車利用者による休憩も多い。 この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、八甲田地区の最大の利用拠点として、宿舎、野営	酸ヶ湯	当地区においては、湯治場としての雰囲気や地獄沼、ふかし湯等の火山現象や湿原等の自然景観を損なわないように配慮しつつ、休憩利用にも対応できる宿舎、浴場、食堂・売店、駐車場等の既存施設を維持するとともに、北八甲田への登山口として、酸ヶ湯インフォメーションセンターの休憩場所の充実や酸ヶ湯キャンプ場を再整備する。 また、隣接する東北大学高山植物実験所付帯の植物園と連携を図ることで、利用面の充実を図る。 なお、施設の整備に当たっては、酸ヶ湯インフォメーションセンターにおいて提供するサービスの向上を図るための検討を行うとともに、展示等の改修に併せて休憩場所の充実等の整備を行う。また、酸ヶ湯キャンプ場の再整備を行い、オートキャンプサイトの増設及びユニバーサルデ	38.7

番号	名称	区域	計画目標	整備計画 区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	
			<p>場等を有機的に配置するよう計画するものとする。</p> <p>整備にあたっては、これらの良好な自然景観の保全に留意するとともに、湯治場としての雰囲気を持続しつつ、宿舎等を適切に維持管理し、また、公園利用者の自然とのふれあいを充実に配慮する。</p>		<p>ザインの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。</p>		
				面積計	国	私	
					37.9	0.6	0.2
					38.7		

休屋集団施設地区を、次のとおり変更（従来の整備計画区の区割りを削除）する。

（表 4：集団施設地区表）

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)						
2	休屋	青森県十和田市内 国有林三八上北 森林管理署 66 林班の一部 青森県十和田市字 奥瀬の一部 秋田県鹿角郡小坂 町内 国有林米代東部 森林管理署 3081 林班の一部 秋田県鹿角郡小坂 町字十和田湖の 一部	青森、秋田両県にまたがる十和田湖畔南部の中山半島の基部に位置する平坦な扇状地で、周囲はブナを主とする落葉広葉樹の自然林となっている。 旅館、売店等が集中し、博物展示施設、駐車場、園地等が整備され、バス、遊覧船の発着地点にもなっている。 今後も、十和田湖畔の利用拠点として、また、十和田八甲田地域の利用拠点としての取り組みを進める場所として、宿舎、園地、博物展示施設、駐車場、運輸施設等を中心に計画し、近年盛んとなっているガイドツアーなどの体験型観光にも対応できるようにする。	休屋	当地区においては環境省所管地が多く、南部側に位置するビジターセンターや遊覧船発着地点を中心地に引き続き自然とのふれあいの充実を図るとともに、遊覧船発着場所の前面に位置する園地においては、利用者が休憩できるように再整備する。地区内においても利用状況を踏まえて、歩道、看板、便所について再整備する。 また、北部は御前ヶ浜、十和田神社等の興味地点の入口にあたるため既存の駐車場を維持するとともに、駐車場の周辺には多目的な利用に対応できるよう、芝生広場等の整備を検討する。 なお、神社参道沿いの杉並木は可能な限り保存し、周囲を含めて自然景観の維持に努める。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	42.4						
							面 積 計			国	公	私
										29.9	0.0	12.5
						42.4						

生出集団施設地区を、次のとおり変更（従来の整備計画区の区割りを削除）する。

（表 5：集団施設地区表）

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)		
						国	公	私
3	生出	秋田県鹿角郡 小坂町内 国有林米代 東部森林管理署 3082 林班の一部 秋田県鹿角郡 小坂町字十和田湖の一部	本地区は、十和田湖の南西岸に位置する湖岸に沿った細長い平坦地で、ブナ、トチノキ等の自然林で覆われ、南八甲田等の展望に優れている。 また、青森鹿角線道路（車道）により青森市、小坂町等と結ばれている。 この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、十和田湖畔の自然探勝、保養の基地として計画するものとする。	生出	十和田湖への導入部として、また湖畔探勝のための基地として、既存の野営場を維持するとともに、園地の整備を検討する。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの導入を検討し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、多雪及び寒冷地対策を行う。	18.7		
						国	公	私
						18.7	0.0	0.0
面積計					18.7			

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 6 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
65	駐車場	青森県十和田市（子の口）	奥入瀬溪流の探勝利用の拠点として整備する。

(ウ) 道路

a 歩道

次の歩道を追加する。

(表7：道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
29	自籠岩線道路	起点－青森県十和田市(休屋集団施設地区) 終点－青森県十和田市(自籠岩)		休屋集団施設地区を起点として十和田湖中山半島自籠岩までの探勝歩道として整備する。
30	わんぱく線道路	起点－青森県十和田市(休屋) 終点－青森県十和田市(十和田湖中湖東方) 終点－青森県十和田市(十和田湖中湖西方)		十和田湖中湖方面までの探勝歩道として整備する。

次の歩道を削除する。

(表8：道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
7	駒ヶ峰線	起点－青森県十和田市(猿倉温泉・歩道分岐点) 終点－青森県十和田市(駒ヶ峰南方・歩道合流点)	駒ヶ峰	昭和55年3月14日	整備及び維持管理の見込みが無いため。
20	元山峠線	起点－秋田県鹿角郡小坂町(銀山) 終点－秋田県鹿角郡小坂町(元山峠・歩道合流点)		平成12年10月19日	整備及び維持管理の見込みが無いため。

次の歩道を次のとおり変更する。

(表9：道路(歩道)表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
8	南八甲田縦走線	起点－青森県十和田市(猿倉温泉) 終点－青森県平川市(櫛ヶ峰) 終点－青森県平川市(御鼻部山)	黄瀬菴、大谷地	昭和62年3月30日	8	南八甲田縦走線	起点－青森県十和田市(猿倉温泉) 終点－青森県平川市(櫛ヶ峰)	黄瀬菴	南八甲田連峰登山の主要ルートとして整備する。	整備及び維持管理の見込みが無いため。

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 10 : 運輸施設変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
5	十和田湖線（船舶運送施設）	起点－青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点－青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点－青森県十和田市（宇樽部） 終点－青森県十和田市（子の口） 終点－秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）	生出	昭和 55 年 3 月 14 日	5	十和田湖線（船舶運送施設）	起点－青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点－青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点－青森県十和田市（宇樽部） 終点－青森県十和田市（子の口） 終点－秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）		休屋集団施設地区を起点として、各区間の連絡及び湖上探勝ルートとする。	使用していない航路を削除するもの。

3 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 11：参考事項変更表)

変更前	変更後
<p>(2) 過去の経緯</p> <p>昭和 11 年 2 月 1 日 公園区域の指定</p> <p>昭和 13 年 12 月 17 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 28 年 8 月 3 日 特別地域の変更 (田代岱等の追加)</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 八幡平地域の公園区域の拡張 特別地域の変更</p> <p>昭和 42 年 3 月 23 日 特別保護地区の指定 (十和田地域)</p> <p>昭和 43 年 5 月 1 日 特別保護地区の指定 (八幡平地域)</p> <p>昭和 55 年 3 月 14 日 十和田・八甲田地域の公園区域及び公園計画の変更 (再検討)</p> <p>昭和 62 年 3 月 30 日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更 (点検 1)</p> <p>平成 2 年 8 月 18 日 公園計画の一部変更 (東北自然歩道線道路 (歩道))</p> <p>平成 2 年 12 月 1 日 車馬等の乗入れ規制地域の指定 (八甲田山、岩手山、秋田駒ヶ岳)</p> <p>平成 8 年 7 月 31 日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更 (点検 2)</p> <p>平成 9 年 8 月 14 日 十和田・八甲田地域の特別保護地区の追加 (点検 2) 特別地域の変更</p>	<p>(2) 過去の経緯</p> <p>昭和 11 年 2 月 1 日 公園区域の指定 (十和田八甲田地域) の指定 (十和田国立公園)</p> <p>昭和 13 年 12 月 17 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 28 年 8 月 3 日 特別地域の変更 (田代岱等の追加)</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 八幡平地域の公園区域の拡張及び改称 (十和田八幡平国立公園) 特別地域の変更</p> <p>昭和 42 年 3 月 23 日 特別保護地区の指定 (十和田地域)</p> <p>昭和 43 年 5 月 1 日 特別保護地区の指定 (八幡平地域)</p> <p>昭和 55 年 3 月 14 日 十和田・八甲田地域の公園区域及び公園計画の変更 (再検討)</p> <p>昭和 62 年 3 月 30 日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更 (点検 1)</p> <p>平成 2 年 8 月 18 日 公園計画の一部変更 (東北自然歩道線道路 (歩道))</p> <p>平成 2 年 12 月 1 日 車馬等の乗入れ規制地域の指定 (八甲田山、岩手山、秋田駒ヶ岳)</p> <p>平成 8 年 7 月 31 日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更 (点検 2)</p> <p>平成 9 年 8 月 14 日 十和田・八甲田地域の特別保護地区の追加 (点検 2) 特別地域の変更</p> <p>平成 15 年 3 月 31 日 十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更 (点検 3)</p> <p>平成 28 年 2 月 22 日 八幡平地域の公園計画の変更 (再検討)</p>